V

資料

沖縄県内の大学・短期大学一覧

令和6年5月現在

設立区分	学校名	所在地	学部等	学科等	就職担当部署
国立大学法人	琉　球　大　学	〒903-0213 中頭郡西原町字千原1 TEL　098-895-8012	人文社会学部	国際法政学科・人間社会学科・ 琉球アジア文化学科	学生支援課就職係 098-895-8118
			国際地域創造学部	観光地域デザインプログラム・経営プログラム・ 経済学プログラム・国際言語文化プログラム・地域文化科学プログラム	
			教育学部	学校教育教員養成課程	
			理学部	数理科学科・物質地球科学科・海洋自然科学科	
			医学部	医学科・保健学科	
			工学部	工学科	
			農学部	亜熱帯地域農学科・亜熱帯農林環境科学科・ 地域農業工学科・亜熱帯生物資源科学科	
			大学院	人文社会科学研究科・地域共創研究科 教育学研究科・医学研究科 保健学研究科・理工学研究科・農学研究科 法務研究科・鹿児島大学大学院連合農学研究科	
県立	沖縄県立芸術大学	〒903-8602 那覇市首里当蔵町1-4 TEL　098-882-5000	美術工芸学部	美術学科・デザイン工芸学科	教務学生課 098-882-5080
			音楽学部	音楽学科	
			大学院	造形美術研究科・音楽芸術研究科・芸術文化学研究科	
公立大学法人	名　桜　大　学	〒905-8585 名護市字為又1220-1 TEL　0980-51-1100	国際学部 国際学群 (※2022年年度入学生まで適用)	国際文化学科・国際観光産業学科 国際文化専攻・語学教育専攻・経営専攻 情報システムズ専攻・診療情報管理専攻・ 観光産業専攻	キャリア支援課 0980-51-1058
			人間健康学部 専攻科	スポーツ健康学科・看護学科・健康情報学科 助産学専攻科	
			大学院	国際文化研究科・看護学研究科・スポーツ健康科学研究科	
私立	沖　縄　大　学	〒902-8521 那覇市字国場555 TEL　098-832-3216	経法商学部	経法商学科	就職支援課 098-832-3276
			人文学部	国際コミュニケーション学科・福祉文化学科・ こども文化学科	
			健康栄養学部	管理栄養学科	
			大学院	現代沖縄研究科	
私立	沖縄国際大学	〒901-2701 宜野湾市宜野湾2-6-1 TEL　098-892-1111	法学部	法律学科・地域行政学科	キャリア支援課 098-893-7779
			経済学部	経済学科・地域環境政策学科	
			産業情報学部	企業システム学科・産業情報学科	
			総合文化学部	日本文化学科・英米言語文化学科・ 社会文化学科・人間福祉学科	
			大学院	地域文化研究科・地域産業研究科・法学研究科	
私立	沖縄キリスト教学院大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777 TEL　098-946-1231	人文学部	観光文化学科・英語コミュニケーション学科	キャリア支援課 098-946-1363
			大学院	異文化コミュニケーション学研究科	
私立	沖縄女子短期大学	〒901-1304 島尻郡与那原町東浜１ TEL　098-882-9001		総合ビジネス学科 児童教育学科	教学科 098-882-9003
私立	沖縄キリスト教短期大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777 TEL　098-946-1231		英語科 (※2024年度より募集停止) 地域こども保育学科	キャリア支援課 098-946-1363
国立	沖縄工業高等専門学校	〒905-2192 名護市字辺野古905 TEL　0980-55-4003		機械システム工学科・情報通信システム工学科 メディア情報工学科・生物資源工学科・総合科学科	学生課学生係 0980-55-4032

公共職業能力開発一覧

■県　立

令和６年５月現在

訓練校名	所在地	電話番号 FAX番号	課程	訓練科目
浦添職業能力開発校	〒901-2113 浦添市大平531	ＴＥＬ 098-879-2560 098-878-5627 ＦＡＸ 098-876-4400	普通	自動車整備科
			短期	電気工事科
				建設機械整備科
				配管・建物設備科
				溶接・板金塗装科
				エクステリア科
				オフィスビジネス科(身体障がい者対象)
具志川職業能力開発校	〒904-2241 うるま市兼箇段1945	ＴＥＬ 098-973-6680 098-973-5954 ＦＡＸ 098-974-7465	普通	自動車整備科
				電気システム科
				メディア・アート科
				情報システム科
			短期	造園ガーデニング科
				総合実務科（知的障がい者対象）
				オフィスビジネス科
				オフィスビジネス科(身体障がい者対象)

■独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和５年５月現在

訓練校名	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	課程	訓練科目
沖縄職業能力 開発促進センター （ポリテクセンター沖縄）	〒904-0105 中城郡北谷町字吉原728-6	ＴＥＬ 098-936-9222 ＦＡＸ 098-936-1853	普通	溶接ものづくり科
				運輸機械サービス科
				建築施工技術科（企業実習付き）
				住空間デザイン科
				ビル管理技術科
				ビル管理技術科（企業実習付き）
				電気設備技術科
				組込みシステムエンジニア科
				ＩＴサポート科
沖縄職業能力 開発大学校 （沖縄ポリテクカレッジ）	〒904-2141 沖縄市池原2994-2	ＴＥＬ 098-934-6282 ＦＡＸ 098-934-6287	専門	生産機械技術科
				電子情報技術科
				電気エネルギー制御科
				住居環境科
				物流情報科
				国際ホスピタリティー観光科
			応用	生産機械システム技術科
				生産電子情報システム技術科
				生産電気システム技術科
				生産ロボットシステムコース



必ずチェック!
最低賃金!

働く人と雇う人のための ルールです!

沖縄県 最低賃金

令和6年
10月9日から
時間額

952円

前年比 56円 UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ
沖縄労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。
賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ
業務改善助成金 最大600万円を助成

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです!

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

確認の方法は?

確認したい賃金(※1)を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 ＿＿円	≧	最低賃金額（時間額） ＿＿円						
2 日給の場合	日給 ＿＿円	÷	1日の平均所定労働時間 ＿＿時間	＝	時間額 ＿＿円	≧	最低賃金額（時間額） ＿＿円		
3 月給の場合	月給 ＿＿円	÷	1か月の平均所定労働時間 ＿＿時間	＝	時間額 ＿＿円	≧	最低賃金額（時間額） ＿＿円		
4 上記 1，2，3 が組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合		❶ 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ❷ 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）						

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう!

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大600万円を助成

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

詳しくは、こちら 業務改善助成金 検索

支給の要件

1 事業場内最低賃金の引上げ
2 引上げ後の賃金額の支払い
3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

→ 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
→ 審査
2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
→
3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
→ 審査
4 支給

専門家による無料相談を実施
賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
(R6.9)

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の皆さまへ

若者雇用促進法に基づく指針を改正しました

若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針



- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**職業紹介事業者・募集情報等提供事業者などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- **令和３年４月に改正**され、**近年問題となった留意事項**について、募集情報等提供事業者などが講ずべき措置を新たに定めています。

職業紹介事業者・募集情報等提供事業者の方へ
４つのポイントをご確認ください

指針の全体版もご覧ください

事業主が遵守すべき措置の適切な履行

☑ **事業主が募集に当たって遵守すべき事項**が適切に履行されるよう、**必要な措置を講じること。**

事業主が遵守すべき事項とは

- ■ 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。
- ■ 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- ■ 固定残業代を採用する場合は、**固定残業代**に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。

など

青少年雇用情報

☑ 自ら就職支援サイトを運営する場合は、事業主の**青少年雇用情報**について、可能な限り**すべての項目が掲載**されるよう取り組むこと。

青少年雇用情報とは

事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがあります。

→詳しくはこちら

情報の提供に当たっての留意点

☑ 提供する情報は**分かりやすいもの**とすること。

☑ 若者からの**苦情**を迅速、適切に処理するための**体制の整備及び改善向上**に努めること。

☑ **学業への影響を考慮**した適正な事業運営を行うこと。

個人情報の適切な管理 新規

☑ 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※を踏まえ、個人情報の適切な管理を行うこと。

※「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」

●「情報の提供に当たっての留意点」「個人情報の適正な管理」は、募集情報等提供事業者のみの講ずべき措置

詳しくは裏面へ

若者雇用促進法に基づく指針（一部抜粋）

第四　特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第二の一の(一)に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

一　青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

特定地方公共団体、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、地域若者サポートステーション及びキャリア形成サポートセンターは、青少年自身が主体的に職業選択及びキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。

二　中途退学者及び未就職卒業者への対応

学校等を中途退学した者(以下この二において「中途退学者」という。)や、卒業時までに就職先が決まらなかった者(以下この二において「未就職卒業者」という。)については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。

このため、中途退学者について、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び地域若者サポートステーションは、学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、学校等及び新卒応援ハローワークと協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

三　募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して募集活動を行う場合において、募集情報等提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。

(一)　青少年が、適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること、提供する情報の量を適正なものとすること、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。

(二)　相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

(三)　学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。

新規 (四)　募集情報等提供事業者は、労働者になろうとする青少年の個人情報の収集、保管及び使用を行うに当たっては、職業紹介事業者等指針第四の一を踏まえること。また、募集情報等提供事業者は、職業紹介事業者等指針第四の二を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

なお、募集情報等提供事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者（以下この四において「取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第四章第一節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

また、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

四　青少年雇用情報の提供

(一)　特定地方公共団体及び職業紹介事業者(職業安定法第三十三条の二第一項の規定により無料職業紹介事業の届出を行った場合は、学校等も含まれることに留意すること)は、学校卒業見込者等求人(法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。)の申込みを受理する際に、法第十四条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第五条第一項に掲げる事項が掲載されるように取り組むこと。

求人の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、学校卒業見込者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第十四条の趣旨に沿って、特定地方公共団体又は職業紹介事業者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

(二)　募集情報等提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集(法第十三条第一項の学校卒業見込者等募集をいう。)を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り施行規則第五条第一項に掲げる事項が掲載されるように取り組むこと。

五・六　略

七　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

特定地方公共団体、職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステーションは、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

八　略

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　ひと、くらし、みらいのために
都道府県労働局　ハローワーク
LL030428開若02

新規学卒者などを募集する事業主の皆さまへ

若者の募集・採用等に関する指針

ご対応いただきたい５つのポイントを紹介します



若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- **令和３年４月に改正**し、**近年問題となった留意事項**について、事業主などが講ずべき措置を新たに定めています。

指針の全体版もご覧ください

1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

■ 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。

■ 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。

■ **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。

新規!!

■ 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※第４に基づき、**求職者等の個人情報を適切に取り扱う**こと

※「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針」

固定残業代の詳細

労働関係法令の留意点

2 内定取消しは無効になることもあります

■ 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取り消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。

※　職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。

新規!!

■ 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為などは**、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わないこと**。

新規!!

■ 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような**内定辞退の勧奨は、**違法な権利侵害に当たるおそれがあることから**行わないこと**。

3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

新規!!

■ 事業主は、雇用する労働者が**就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動**について、**必要な注意を払うよう配慮することが望ましい**こと。

特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等は、正式な採用活動のみならず、**OB・OG訪問等の場でも問題化**しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり**厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底**すること、**OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること**等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細

4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

■ ホームページでの公表などで、**青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましい**こと。

青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、**平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組み**があります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、

(ⅰ) 幅広い情報提供を努力義務

(ⅱ) 応募者等から求めがあった場合は、以下の３類型（ア～ウ）ごとに１つ以上の情報提供を義務

としています。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

(ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細

5 卒業後３年以内の者も「新卒枠」での応募受付ができるよう努めてください

■ 既卒者が卒業後少なくとも**3 年間は「新卒枠」に応募**できるようにすることや、できる限り**上限年齢を設けない**ように努めること。

■ **通年採用**や**秋季採用**の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細

通年採用・秋季採用の詳細

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局　ハローワーク

LL030428開若01

採用内定取消しの防止について

～事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください～

事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。
「青少年の雇用の促進等に関する法律」第７条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

1

採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じる**こと。

※　新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされます。

2

やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力**を行うとともに、対象者からの**補償等の要求には、誠意を持って対応する**こと。

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、雇用調整助成金の特例を設けました。この特例により、採用したばかりの新規学卒者でも休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象となります。

3

採用内定の取消しを行う前に、**まずは、お近くの労働局・ハローワークまでご相談**ください。

※　また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020316 開若 01

若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A　ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のＵＲＬをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。
6	一部地方公共団体における優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。 詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001306877.pdf

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070328開若07

【 認定基準 】

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※3
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が１人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※4
		・直近３事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が１人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※5
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去３年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去３年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※6	
7	過去３年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去１年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※7	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※１ 少なくとも卒業後３年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
※２ 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
※３ 直近３事業年度の採用者数が３人または４人の場合は、離職者数が１人以下であれば、可とします。
※４ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という３つの条件を満たす休暇について、労働者１人あたり５日を上限として加算することができます。
※５ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。)を取得している企業については、認定を受けた年度を含む３年度間はこの要件を不問とします。
※６ ３、４の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から３年以内であっても再申請が可能です。
※７ 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（https://shinsei.e-gov.go.jp/）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。
（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

公共職業安定所一覧

公共職業安定所名	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号	管轄区域
那　覇	〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 ※沖縄職業総合庁舎内（1～3Ｆ）	ＴＥＬ　098-866-8609 ＦＡＸ　098-866-0808	那 覇 市　浦 添 市 糸 満 市　南 城 市 豊見城市　西 原 町 与那原町　南風原町 八重瀬町　久米島町 渡嘉敷村　座間味村 粟 国 村　渡名喜村 南大東村　北大東村
沖　縄	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1	ＴＥＬ　098-939-3200 ＦＡＸ　098-939-3209	沖 縄 市　うるま市 宜野湾市　恩 納 村 宜野座村　金 武 町 読 谷 村　嘉手納町 北 谷 町　北中城村 中 城 町
名　護	〒905-0021 名護市東江4-3-12	ＴＥＬ　0980-52-2810 ＦＡＸ　0980-52-4091	名 護 市　国 頭 村 大宜味村　東　　村 今帰仁村　本 部 町 伊 江 村　伊平屋村 伊是名村
宮　古	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	ＴＥＬ　0980-72-3329 ＦＡＸ　0980-73-6834	宮古島市　多良間村
八 重 山	〒907-0004 石垣市字登野城55-4	ＴＥＬ　0980-82-2327 ＦＡＸ　0980-82-1389	石垣市　竹富町 与那国町